

兵頭守敬宛谷川士清書簡について

中川 豊

*キーワード

谷川士清・兵頭守敬・賀茂真淵・景浦直孝・伊予大洲

当時の斯界に情報が共有されていなかったようである。

はじめに

ここに紹介する「兵頭守敬宛谷川士清書簡」は、すでに昭和一三年

(一九三八)に景浦直孝(稚桃、一八七五—一九六二)によって『伊予

史談』九四号に「村上氏所蔵谷川士清大人の書に就て」と題して、解

説・翻刻がある⁽¹⁾。ただし、翻刻は誤読や飛ばし読みがあり、守敬を勤王

家として賞賛する立場からの記述で、やや主観的な見方やしかるべき用

語の説明不足がまま見られる。もちろん戦前という時代にあつて、資料

整理や諸研究が熟していない状況は考慮しなければならぬが、行き届

いた考察が行われているとは言いがたい。このような背景と書簡の重要

性を鑑みて、本稿では翻刻と解説、さらに影印を加えて再検討する。士

清研究者として著名な北岡四良氏の著書『近世国学者の研究 谷川士清

とその周辺』(初版、一九七七)にも、本書簡は取り上げられておらず、

一 書誌と書簡本文

書簡の本紙は四分割されて軸装。掛け軸の長さ一三六・五糎、幅

六三・二糎。本紙は縦一五・二糎、横は各五二・四糎。総長二〇二・八

糎。箱書きには「谷川士清大人書簡」(表)と、「昭和戊寅立秋後七

日 景浦稚桃謹題簽(朱印) (裏)と墨書(巻末写真掲載)。架蔵。

箱書きを揮毫した景浦氏は、愛媛県松山の人。松山市名誉市民。号は

稚桃。すなわち前述の「村上氏所蔵谷川士清大人の書に就て」を執筆し

た景浦氏、その人である。「昭和戊寅」は昭和一三年(一九三八)なので、

景浦氏が本書簡を『伊予史談』に発表した、まさにその年である。

差出人の谷川士清(淡齋、一七〇九—一七七六)は、伊勢安濃津の国

学者で、『日本書紀通証』、『和訓栞』を刊行したことでよく知られている。

本業は町医者であった。宛名は、兵頭守敬（一七〇九—一七五七）で、伊予大洲八幡神社の神主。式部とも称す。「荷田春満、賀茂真淵とも交わった」という。それでは翻刻を示す。翻刻にあたっては、漢字は通行の字体に改め、適宜濁点・句読点を附した。

〔本文翻刻〕

先日の御状飛脚へ相渡候所、唯今貴書到来、愈御清勝珍重ニ奉存候。諸名所御経歴之事、御浦山敷候。御詠草之御点も拝見仕度、尚又なほ西国経過之哥も御点有之候ハゞ、承度奉存候旨、御伝可被下候。毎度、
宮御方へ御参被成候義、一入敬羨之至ニ御座候。堂上方珍敷御哥も候ハゞ、為御聞可被下候。
通証世話御料之事、玉となほへ御談置被下候旨、

忝奉存候。板もあづけ置候段、御申伝可被下と奉存候。

板成就までのなほ世話、大きな事ニ御座候。

無退屈、御世話被下候様

御申通可被下候。

看板之事、今日も申遣、

尚又風月へも申遣候。

能吞込被下候旨、致大悦候。

板下ハ広瀬才治と申候へ頼申候段、風月より申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

悦候。

板下ハ広瀬才治と申候へ頼申候段、風月より申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

申来候。此書、風月世話被申候事、中間へ遠慮有之候段、兼而貴様にも御心得置可被下候。内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候よし、其内様子御聞被成候ハゞ、可被仰遣下候。もはや首卷ハ才治へ被頼候と奉存候。

さすが相届候。

羽倉出羽守、外事二付

存寄候儀有之、御頼申

上候。拙在京仕候節、知辺

有之、羽倉撰津守へ

出会仕候筈二候処、間違

無御座候。伝言申遣置候

ハ、日本紀書人考説等

御座候ハ、拜見仕度候段、

尚又万葉等にも拙者存

入も有之候旨、可得御意候と

まで二御仰候。其後絶

音問候。然る所、先日入

御覧候百人一首古説、

岡部三枝作、羽倉東進

校と承候。右岡部三枝

と申候人、賀茂真淵と

古説ニ有之候。いづ方住居

ニ候哉。羽倉氏ハ江戸住と

被存候。古説ノ内ニ何ヶ所も

存寄之事共有之、講究

仕度候。且又、拙作通証

ニたよりなる事多有之候

ハんと奉存候。羽倉氏、又ハ

岡部氏書人之日本紀有之

候ハ、何とぞ拜借仕度候

ハ、仕立様何とぞ、御働

にて相成可申候ハ、至幸

之義ニ候。出羽殿へ御相談

被下候而ハ如何ニ御座候哉。御

頼申上候。尤百人一首古説

驚人申候。御述作、尚又拙者

通証ノ事くわしく

御物語被下度奉存候。事ニより

岡部氏へハ書通にて可

得御意候様ニも奉存候。古

説板行も被成候ハ、拙夫

存入候事共、得御意可申候。

右日本紀之御考初御見

被下候ハ、両方ともに大ニ

益有之候ハんと奉存候間、

如此御座候。今日ハ少病

間ニ候間、御状拜見のま、

早々乱筆御免可被下候。

神庫殿、典身殿へも

御心得被成可被下候。頓首

六月十一日 谷川淡斎

兵頭式部様

二 書簡の執筆年代

執筆の年代特定は、荷田在満の居住地について問う記述が手がかりとなる。書簡中「岡部三枝と申候人、賀茂真淵と古説ニ有之候。いづ方住居ニ候哉。羽倉氏ハ江戸住と被存候」とあり、在満（羽倉）については、江戸住みと思われると土清は推定している。在満の没年は寛延四年（一七五一・宝暦元年）である。従って本書簡の執筆は、寛延四年をそれほど経過していないはずである。もちろん、土清が在満の死を知るまでのタイムラグは、多少踏まえなければならぬ。

執筆年代の上限は、『百人一首古説』が成立したとされる寛保三年（二七四三）頃という研究成果を踏まえると、寛保三年から宝暦元年（二七五一）の間と推測するが、さらに執筆時期を絞る手がかりとして、巻頭に出てくる守敬の諸国名所の遍歴と、有栖川宮邸への訪問が上げられる。「谷川土清年譜補正再稿」によると、宝暦元年の閏六月に「兵頭守敬来訪」と、守敬が土清を訪問した記載がある。出典は不明であるものの、この記述を踏まえると本書簡執筆時期は、宝暦元年に守敬が土清

邸訪問の後に、有栖川邸に立ち寄り、物見遊山して大洲に帰国した頃ではなからうか。景浦氏は、『日本書紀通証』の起稿・脱稿・河北景楨の序文・正親町実連の序文・刊行から、「此書翰は恐らく宝暦六年頃のものである」と察せられるのである」と推測しているが、少なくとも『百人一首古説』成立後から、在満の没後間もない時期までに記されていたと捉えておきたい。

それでは、順を追って解説を加えていく。書簡は内容が大きく三つに分かれる。書簡の一部を太字で引用しながら、解説を加えていく。

(ア) 守敬の京都での動向

(イ) 『日本書紀通証』出版の経緯

(ウ) 賀茂真淵の書入『日本書紀』の貸借希望

三 (ア) 守敬の京都での動向

「諸名所御経歴之事、御浦山敷候。御詠草之御点も拝見仕度」

書簡は、守敬が諸国を経巡ったことに対して、土清が「御浦山敷候」と伝えることから始まる。「御詠草之御点も拝見仕度」は、守敬が有栖川宮職仁親王の和歌門弟であったので、職仁親王により添削された守敬の詠草を土清が拝見したい旨を伝えている。

「なほ西国経過之哥も御点有之候ハ、承度奉存候旨、御伝可被下候」

「なほ」なる人物が登場する。なほが西国を経由した際の詠草も「御点」

がございましたら、謹んでお受けしたいと伝えている。御点は文脈から職仁親王とみられる。なほの詠草についても職仁親王による添削詠草があれば拝見したいという、土清の申し出をなほに取り次いでほしいと守敬に依頼しているのである。なほは守敬と「西国」を同道していたかも知れない。なほは、後述の『日本書紀通証』出版において、「通証世話御料之事、玉となほへ御談置被下候旨」と出てきており、「玉」と共に、なほが『日本書紀通証』の出版に関わっていると確認できる。なほと玉は女性であろう。さらに読み進めると、「内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候」とある。「内証」「世話分」がどのような意味か判然としないのだが、『日本書紀通証』出版に関わり、兩人の重要な立場が窺える。「なほ」を景浦氏は「西本」と判読しているが、「西」と読むには運筆の崩しにやや無理があるろう。土清の詠草集『惠露草』序文によると土清は、宝暦二年（一七五二）五月二十一日に職仁親王の和歌門弟となっている。前述したように、本書簡が宝暦元年に執筆されたという推測に基づけば、その翌年に土清は職仁親王へ入門したことになる。「毎度、宮御方へ御參被成候義、堂上方珍敷御哥も候ハ、為御聞可被下候」

守敬が上京の際には有栖川宮邸へ立ち寄っていた様子や、宮中での御会和歌を積極的に入手しようという土清の様相が窺えよう。守敬の御子孫、常磐井守道氏のご教示によると、兵頭家は守敬の二代後守貫もりつらの代に到り、有栖川宮家より「常磐井」の姓を賜り、以後常磐井家は当主が替わると、有栖川宮邸へ挨拶に参上するのが、家の習わしであったという。

四（イ）『日本書紀通証』出版の経緯

「通証世話御料之事、玉となほへ御談置被下候旨、忝奉存候」

話題は土清の著書『日本書紀通証』の出版に移る。『日本書紀通証』出版において、守敬が玉となほへ取りなしをしていることに対する土清の謝意を伝えている。「料」は、肝煎りを省略した言い回しで、「肝」か。「板成就までのなほ世話、大きな事ニ御座候」

なほは、彫師との調整役だったのであろう。後述では「内証ハ風月いたされ候得共、世話分ハなほにて御座候」などとみられる。「世話分」の意は、はっきりしないものの、なほが主版元の風月（後述）と同等な位置を占めていたようである。なほは和歌の詠出や出版に携わる女性でもあり、興味深い人物である。守敬の親族とも目されるのであるが、玉も含めて『兵頭氏系図』⁶には記載がない。

「看板之事、今日も申遣、尚又風月へも申遣候」

「看板」は、新刊本が出たときに本屋が店頭に貼り出す宣伝ビラみたいなものを指すか。「風月」は、風月荘（庄）左衛門。『日本書紀通証』は「五條天神宮」の蔵版書で、風月は出雲寺文治郎・吉田四郎右衛門・山本平左衛門・村上勘兵衛・越後屋太兵衛とともに「売弘所」としてその名を連ねるが、ここでは単なる売弘ではなく、この書簡から実質的な主版元であったとみられる。このときの風月堂は、国学に通じていた風月堂中興の重淵（漢学者沢田一斎）と比定できよう。

「板下ハ広瀬才治と申候へ頼申候段、風月より申来候」

広瀬才治は筆耕^⑦。本書簡はやはり、宝暦元年の脱稿後、これからまさに板下書きがはじまるといった段階での書簡ではないか。

「さすが相届候」

予想されたとおりで、納得する様子であろう。「能吞込」などを踏まえると、風月が手はずよく行き届いた対応をしてくれているという意。あるいは、「さすが」は小刀で、小刀が届いたと言っているのであろか。ただし文脈からは唐突な感がある。

五 (ウ) 賀茂真淵の書入『日本書紀』の貸借希望

「羽倉出羽守、外事ニ付存寄候儀有之、御頼申上候、其後絶音問候」

宝暦の頃、羽倉・荷田で出羽守は羽倉信舎(一六九二—一七六一)が該当する。摂津守は羽倉信名(一六八五—一七五二)であろう。子の信郷が摂津守に任じられたのは、寛延四年(一七五二)四月、信名没後^⑧。かつて、土清が上洛した延享二年(一七四五)は、信郷六歳で考えにくい。信舎には、他のことで思い寄ったことがあるので、あなた(守敬)にお頼みします、とまず述べる。土清が在京の際、信名に出会う予定であったのは確かであったが、信舎への伝言になったようである。『日本書紀』への書き入れや考察等があれば拝見したいことと、土清自身の『万葉集』についての考えがある旨を伝えたが、その後信舎との音信は途絶えたようだ。

「先日入御覧候百人一首古説、岡部三枝作、羽倉東進校と承候。右岡部三枝と申候人、賀茂真淵と古説ニ有之候。いづ方住居ニ候哉。羽倉氏ハ江戸住と被存候」

土清は守敬に『百人一首古説』を見せた。前述した通り土清は『百人一首古説』を通してはじめて真淵の存在を知る。そしてどこに居住しているのかを守敬に尋ねている。これは、後に出てくるように、土清が真淵に「事ニより岡部氏へハ書通にて可得御意候様ニも奉存候」と、書簡による接近が念頭にあつたからであろう。真淵の江戸移住は元文二年(一七三七)三月、真淵四一歳。後に出てくる「尤百人一首古説驚人申候」に、土清の『百人一首古説』への高い評価が窺える。

「拙作通証ニたよりなる事多有之候ハんと奉存候。羽倉氏、又ハ岡部氏書人之日本紀有之候ハゞ、何とぞ拜借仕度候はゞ、仕立様何とぞ、御働にて相成可申候ハゞ、至幸之義ニ候。出羽殿へ御相談被下候而ハ如何ニ御座候哉。御頼申上候」

『百人一首古説』のうちに考察する点があり、研究していきたい旨を土清が守敬に伝えた後、土清は自著『日本書紀通証』に真淵がたよりとなるが多々あると付け加える。その上で、土清は「羽倉氏、又ハ岡部氏書人之日本紀有之候ハゞ、何とぞ拜借仕度候」と、兩人書入れ『日本書紀』の入手を守敬へ懇願する。「出羽殿へ御相談被下候而ハ如何ニ御座候哉」と、在満・真淵の書入れ『日本書紀』を入手する手段として、羽倉出羽守こと信舎に相談してみてもどうかと、依頼している。その入手の方法にまで、守敬に言及しているところに土清の並々ならぬ

強い意欲が窺える。

「御述作、尚又拙者通証ノ事くわしく御物語被下度奉存候。事ニより岡部氏へハ書通にて可得御意候様ニも奉存候」

「御述作」は、宛名主である守敬の「述作」と捉えるのが自然である。守敬が羽倉信舎に在満・真淵両人の『日本書紀』書入れ本の貸借を相談する際に、守敬の著作とともに土清自身の『日本書紀通証』について「くわしく」語ってほしいと守敬に依頼している。土清は自著『日本書紀通証』をもって何とか信舎の関心を引きつけ、信舎を通じて在満・真淵の書き入れ本『日本書紀』入手にこぎ着けようと策を巡らせている。

土清が執拗に真淵・在満書入れの『日本書紀』の貸借を望んだのは、真淵の意見を踏まえた『日本書紀通証』の補完を目指していたからであろう。この点、景浦氏の「真淵在満等の日本書紀書入を借覧して、自家の講究に資し、自著日本書紀通証の完璧を期せむことを希望」との指摘は的を射ている。寛延四年は『日本書紀通証』が「脱稿」された年であったが、実際の刊行は宝暦十二年と、一一年後である。土清は、脱稿後も『日本書紀』の考察を継続していたであろうが、真淵の存在が無視できなかつたのであろう。

「古説板行も被成候ハゞ、拙夫存入候事共、得御意可申候。右日本紀之御考初御見被下候ハゞ、両方ともに大ニ益有之候ハんと奉存候間、如此御座候」

土清は『百人一首古説』が刊行される際には（実際は未刊行）、自身が思案していることどもを「御意」を得てから申しませう、と真淵に

対する気遣いを示しつつも、考えを述べることに積極的である。「得御意」は真淵の意思を伺ってからであろうが、あるいはお目にかかってからか。真淵から『日本書紀』についての考察を示してくれたならば、兩人ともに有益である、と土清は自負する。

「神庫殿、典身殿へも御心得被成可被下候」

神庫は兵頭守枝（一七三八—一七八七）。守敬の長子で、土清は師にあたる。典身は不詳。守敬の親族であろうか。

最後に

本書簡の価値は『百人一首古説』を通じて、土清の真淵観が窺えるという点がまずあげられよう。景浦氏も引用しているが、従来真淵の『まなびのあげつろひ』は、『日本書紀通証』を通した土清に対する負の評価が吐露されていることは知られていた（以下、引用文に句読点を付した）。「近きころ、谷川丹齋（マツ）といふもの日本紀の註をかきたり。是は儒を学べる人故に文字の出所など書しはさも有ことなり。文を解しは大かたわろし。ことに古文古歌をしらず。後世歌、後世意又儒意をはなれずしてことせばし。とるにたらぬ事なり」⁹。この姿勢は、本居宣長宛真淵書簡でも同様で、「其通証を見候所、神代上下は、垂加が門人のよしにて、元来宋学の余流を以て論ぜる也、谷川此旧謬を不レ離、皆附会也、空談也、神武紀以下には、事実文字の出所地名等は、よく考しものと見えて、用有こと多く、其外、語釈或は古歌を引に、夫木様のものまでも引しは、

天下の代々の様を不レ離と見えたり」と、大典の記載は褒めてゐるものの、その他はまったく評価していない。『まなびのあげつるひ』は続けて、「大意の違いしかば論むづかしくて、おのれよりはのがれてのみをりぬ」と、真淵は土清を避けるという有様であった。しかし、本書簡は土清の真淵観を如実に語っている。土清は真淵と対照的で、真淵の学識に感服して、積極的に接触の策を巡らし、学的交流を計ろうとしている。

また、本書簡は『日本書紀通証』の出版経緯を伝える資料としても見逃すことができない。さらに兵頭守敬が、有栖川宮職仁親王や荷田信舍などと結びつき、『日本書紀通証』出版にも仲介の労を取っているなど、地方の一神官としての立場を越えた、広い学識とネットワークを備えた人物と判明する点でも資料的な価値が見いだせよう。守敬は寛延三年（一七五〇）に地元大洲に文庫を建立している¹¹。このような蔵書の集積も京都との太いパイプがあつての所産とみておきたい。

〔注〕

- (1) 「村上氏所蔵谷川士清大人の書に就て」は、『常磐井巖戈先生 百年祭記念』（常磐井巖戈先生遺徳顕彰会記念出版委員会編、一九六六）にも再録されている。
- (2) 注1 『常磐井巖戈先生 百年祭記念』五三頁。
- (3) 『賀茂真淵全集』第十二卷（続群書類従完成会、一九八七）の解説。三一六頁。
- (4) 北岡四良『復刻近世国学者の研究 谷川士清とその周辺』（皇學館

大学出版部、一九九六。初版は一九七七）一六七頁。

- (5) 『大洲市誌』（大洲市誌編纂会、一九七二）六八〇頁。『愛媛県史 学問宗教』（愛媛県史編さん委員会、一九八五）四四二頁。

- (6) 『大洲八幡神社祭礼総合調査報告書』（大洲市教員委員会、二〇一九）一七九頁。

- (7) 宗政五十緒『日本近世文苑の研究』（未来社、一九七七）所収「松峽 松室熙載年譜」享保一五年九月二六日条に「備書生広瀬才治」と掲出。

- (8) 一戸渉『上田秋成の時代 上方和学研究』（ぺりかん社、二〇一二）一九一頁。

- (9) 『増訂賀茂真淵全集』巻二二（吉川弘文館、一九三二）三二〇頁。

- (10) 『本居宣長全集』別巻三（筑摩書房、一九九三）「来簡集」所収本居宣長宛賀茂真淵書簡九四。

- (11) 文庫は伊予最古の図書館などとも言われている。昭和三十一年、大洲市史跡指定。蔵書は一時五千冊とも一万冊ともいわれたという。常磐井守道氏によると、現在はおよそ二二〇〇から一五〇〇冊ほどが伝存。しかし平成三〇年七月の豪雨災害により文庫・蔵書も被害を受け、再建に向けた支援活動が進行中であることを付言しておく。

〈付記〉本書簡の読解について塩村耕氏・村岡幹生氏に、ご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。常磐井守道氏には、資料提供を受け、文庫・守敬墓地へ案内していただきました。深謝申し上げます。なお本研究は、JSPS 科研費 21K00467 の助成を受けたものです。

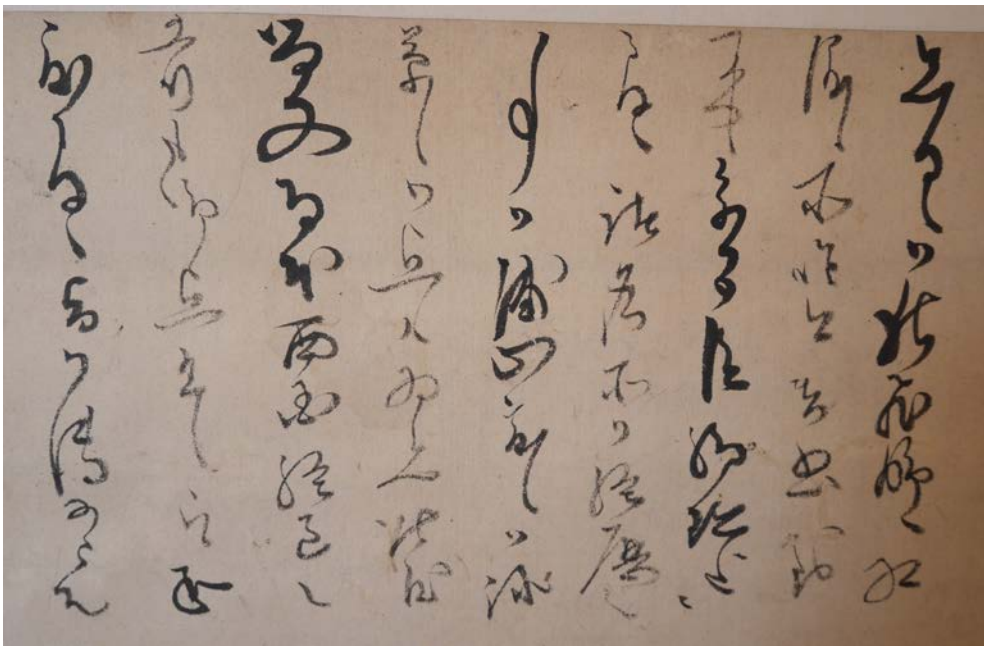
箱書き (表)



箱書き (裏)



本文

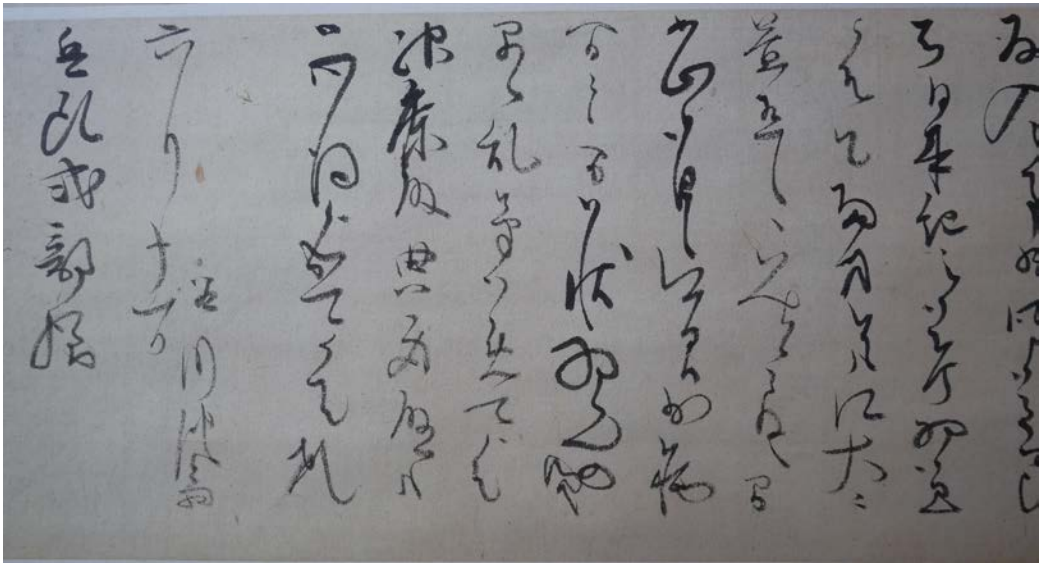


あは
空の心、こころ
第一の好意、こころ
空の心、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ

あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ
あは、こころ

五十年、一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは

一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは
一に盡るは



近世期の兵頭家墓地。そもそも墓石は存在せず、守敬の墓は特定できない。

